

LEGAL REPORT

「企業防衛（3）ネット掲示板上の誹謗中傷対策

2008.5.10



猪木・手島法律事務所
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月
(登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

- S39.07.03 岡山市生まれ
- S58.03 芳泉高校卒
- S62.03 岡山大学法学部卒
- H01 司法試験合格
- H02.04 司法研修所入所
- H04.04 弁護士登録
- H07.04 猪木法律事務所開設
- H13. 岡山弁護士会住宅紛争
審査会・紛争処理委員
登録
- H14.02.01 ~ 岡山県建設工事紛争
審査委員
- H17.04. 岡山弁護士会副会長
- H18.05. ~ 日弁連 ADR 委員会委
員
- H18.08. ~ 手島弁護士と事務所合
併「猪木・手島法律事
務所」に

■ はじめに

インターネットの掲示板における匿名者による誹謗中傷等の情報発信が社会問題となっています。

これらの情報発信が企業に向けられる場合、当該企業の信用を著しく毀損しかねません。このような情報を放置した場合、グーグルやヤフー等の検索エンジンで商号や商標を検索した際に、誹謗中傷サイトが上位にリストアップされることも少なくないのです。

このような事態にどのように対処したらよいのでしょうか。プロバイダー責任法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）を中心に、考えていきたいと思います。

■ まずは情報発信を止めさせる

(1) まず証拠の保全を

誹謗中傷を含む問題情報の特定や後々の証拠のために、一度データをプリントアウトして下さい。

(2) 送信防止措置

違法情報を発信している

掲示板の運営者に対して、不法行為に基づいて、その送信を遮断する措置を行うように請求することができます。運営者は、この請求に基づいて送信防止措置を行った場合、同法により被害者に対する損害賠償義務を免除されます。

(3) 仮処分の申立

掲示板運営者が自発的に情報発信を遮断しない場合は、裁判所に仮処分の申立を行うこととなります。

(4) 訴訟提起

掲示板運営者には一定の条件下で違法情報の削除義務が発生するため、①削除請求を求めると共に、②削除義務を果たさなかった掲示板運営者に対して損害賠償を請求することができます（東京地方裁判所 平成13年(ワ)第15125号、東京高等裁判所 平成14年(ネ)第4083号、東京地方裁判所 平成14年(ワ)第8603号、平成18年(ワ)第28359号）。

■ 情報発信者に対して損害賠償請求を

(1) 発信者情報開示

違法情報の発信に利用されている掲示板運営者に対して、当該情報の発信者の住所、氏名等を開示するように請求することができます。

発信者情報開示の請求は、基本的には訴訟によらない方法でも行うことができます。被害者側では、違法情報の発信元になっている掲示板開設者に対し、被害の内容や URL 等を添えて、この開設者に請求します。

ただし、以下の3点の注意が必要です。

① ネット掲示板等で違法情報が発信される場合には、掲示板の開設者が加害者の住所や氏名を把握していないことが多いため、発信者の IP アドレスとタイムスタンプ（この場合は掲示板へ書き込みを行った日時）のみの開示を受けることもあります。

この場合には、その IP アドレスの所有者（インターネット接続を提供しているプロバイダーなど、いわゆる「アクセスプロバイダー」）に対して、改めて発信者情報開示の請求を行う必要があります。

なお、一部のネット掲示板運営者は、発信者の IP アドレスやタイムスタンプなどの「ログ情報」を記録していない場合もあり、発

信者情報開示が不可能な場合もあります。

② 社団法人テレコムサービス協会、電気通信事業者協会、日本インターネットプロバイダー協会のいずれかの会員がプロバイダーの場合、「発信者情報開示ガイドライン」にのっとり、同ガイドラインが定める書式、要領で開示請求を行う必要があります。

③ プロバイダー側では、その資料等を基に検討し、請求に応じるか応じないかの判断を独自に行います。

その際、発信者への意見照会を行うことが同法により義務付けられています。

従って、発信者情報開示については、プライバシー保護や電気通信事業法上の守秘義務を理由として訴訟外での開示には一切応じないプロバイダーが多いのが実情です。

(2) 開示請求訴訟の提起
そこで、同法に基づく発信者情報開示請求訴訟を提起する必要があります。

訴訟では、多くの事例で開示が認められています（東京地方裁判所 平成 14 年(ワ)第 11665 号、東京地方裁判所 平成 14 年(ワ)第 28169 号、東京高等裁判所 平成 16 年(ネ)第 852 号）。

なお、発信者情報開示請求訴訟は、プロバイダーの本店所在地の管轄裁判所に

提起します。

(3) 損害賠償請求訴訟の提起

被害者は、開示された情報を基に、加害者（発信者）に対して、損害賠償請求等の法的措置を講じることができます。

■ 刑事事件としての告訴

平成 20 年 2 月 29 日東京地裁がネット上の表現が名誉毀損罪に該当するか否かについて従来と異なる判断を下し注目を浴びています。

即ち、従来免責のために必要とされていた「真実と信じるにつき相当の理由があること」という要件を緩和したのです。

誰でも自由に情報発信できるという特殊性を重視したものと思われませんが、ネット社会における表現の自由を尊重したのか、ネット上での誹謗中傷の氾濫を放置するものか、評価が分かれています。

私は、名誉毀損の損害を回復するためには相当の労力を強いられることから、安易に要件を緩和することには反対です。

いずれにしても、刑事告訴については慎重な判断が求められます。

2008.5.10